

みどり市就業管理システム導入業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年12月12日

みどり市長 須藤 昭男

1. 業務概要

(1) 業務名

みどり市就業管理システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「みどり市就業管理システム導入業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

①システム構築期間：契約締結日の翌日からシステム稼働日まで

②システム運用期間：システム稼働日から5年間

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) みどり市競争入札参加資格者名簿の「物品・役務業務」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条第1号または同条第2号及び第3号に規定する者でないこと。
- (5) 業務について、高い知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。
- (6) 公告の日から参加申込書の提出の日までの間に、みどり市請負業者等指名停止措置要綱（平成18年みどり市告示第13号）による指名停止を受けていないこと。
- (7) 単体企業であること。
ただし、協力事務所として他の企業を加え、特定の分野を担当させることは妨げない。その場合は、協力事務所が担当する分担業務分野を明確にすること。
- (8) 関東（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県）圏内に本店又は営業所等を有すること。
- (9) 本業務の対象システムについて、群馬県内の人口4万人以上の自治体で導入実績があること。

